

ルイータ訪問看護ステーション運営規程

本規程は、株式会社とむそーやが開設するルイータ訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）の適正な運営を確保するため、関係法令等に基づき、事業運営に必要な事項を定めるものである。事務所内に掲示・備付し、職員が随時閲覧できるものとする。

第1条（目的）

ステーションが行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「事業」という。）について、適正かつ円滑な提供を図るため、運営管理に関する基本事項を定める。

第2条（運営方針）

1. 指定訪問看護については、要介護者の心身の特性を踏まえ、日常生活動作の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養の継続を支援する。
 2. 指定介護予防訪問看護については、要支援者が可能な限り自立した生活を営むことができるよう、心身機能の維持・向上を図り、在宅生活の継続を支援する。
-

第3条（職員の職種・員数・職務）

1. 管理者 1名 ステーションの運営管理を統括する。
2. 看護職員 適宜配置 事業の実施を担う。
3. 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 必要に応じて配置し、在宅でのリハビリテーションを行う。

第4条（営業日及び営業時間）

1. 営業日 月曜日から金曜日まで（12月30日～1月3日を除く）。
 2. 営業時間 8時30分から17時30分まで。
 3. サービス提供時間 9時00分から17時00分まで。
 4. 休日・祝日のサービスは、利用者の状態や希望を踏まえ、相談のうえ対応する。
 5. 電話等により、24時間連絡可能な体制を確保する。
-

第5条（事業の内容）

1. 疾病・障害の観察
 2. 療養上の世話
 3. 床ずれの予防・処置
 4. 医師の指示による医療処置
 5. 医療機器の管理
 6. ターミナルケア
 7. 服薬管理・指導
 8. リハビリテーション
 9. 認知症・精神障害者の看護
 10. 家族への介護支援・相談
 11. その他、医師の指示による処置
-

第6条（利用料）

利用料は厚生労働大臣が定める基準による。法定代理受領サービスの場合は、介護報酬告示額に利用者の負担割合を乗じて算定する。

第 7 条（事業実施地域）

1. 通常の実施地域は、つくば市、土浦市、牛久市（一部地域）とする。
 2. 地域外訪問の場合は、交通費実費を徴収する（重要事項説明書に詳細を記載）。
-

第 8 条（緊急時の対応）

訪問サービス提供中に利用者の病状が急変した場合、速やかに担当者へ報告するとともに、主治医へ連絡し必要な処置を行う。

第 9 条（相談・苦情対応）

利用者からの相談・苦情に応える窓口を設置し、迅速かつ適切に対応する。居宅介護支援事業者に関する要望等にも同様に対応する。

第 10 条（事故発生時の対応）

事故が発生した場合は、速やかに関係機関、利用者家族、居宅介護支援事業者等に連絡し、必要な処置を講じる。

第 11 条（研修及び職員の義務）

1. 採用時研修は採用後 3 か月以内に実施する。
2. 継続研修は年 2 回以上実施し、職員の資質向上を図る。
3. 職員は業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持する義務を負う。
4. 退職後も秘密保持義務は継続するものとし、契約に明記する。
5. 本規程に定めのない事項は、株式会社とむそーやとステーション管理者の協議により定める。

第 12 条（虐待防止に関する措置）

1. 事業所は、虐待の発生又は再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。
 - 1) 虐待防止対策委員会を定期的に開催し、その結果を従業者へ周知する。委員会はテレビ電話等の活用も可能とする。
 - 2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - 3) 従業者に対し、虐待防止に関する定期的な研修を実施する。
 - 4) 前各号の措置を適切に実施するための虐待防止担当者を設置する。
2. サービス提供中に、従業者又は養護者による虐待の疑いがある利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

附則

本規程は、令和 3 年 12 月 1 日に施行する。

本規程の内容は、令和 7 年 11 月 25 日付で一部改正し、同日より適用する。